

平成29年9月19日
海事局安全政策課
検査測度課

燃料電池船の国際ルール[※]の検討が進展

～国際海事機関（IMO）第4回貨物運送小委員会^{（※）}の開催結果概要～

燃料電池船の国際規則の策定がIMOにおいて進められており、我が国はIMOにおける議論への積極的な参画を通じて、燃料電池船の普及に向けた環境整備に貢献しました。

平成29年9月11日から15日にかけて、英国ロンドンIMO本部にて第4回貨物運送小委員会が開催されました。主な審議結果は以下のとおりです。

1. 燃料電池を使用する船舶の国際規則を作成するための審議が行われ、特に燃料電池の設置場所における安全性の確保について検討が行われました。国際規則の作成にはさらなる審議が必要であり、来年9月の次回会合においても引き続き審議が行われます。
2. 液状化のおそれのあるポーキサイトの運送要件及び運送許容水分値の試験方法が決まり、各国に周知されることになりました。
3. LNGタンクの材料として新材料である高マンガンオーステナイト鋼を使用することの是非について、安全性評価に必要な技術項目が整理され、その使用を暫定的に認めるためのガイドラインを作成することになりました。次回会合以降に同技術項目・ガイドラインに沿った安全性評価を行った後、使用の是非が決まることとなります。

審議結果の詳細は別紙をご参照ください。

※：安全及び環境に配慮した個品危険物及び固体ばら積み貨物の運送、ガス燃料船、及び液化ガスばら積み船の安全要件の見直し、並びにコンテナの安全にかかる事項等について審議を行う小委員会。

問い合わせ先

上記1、3について： 海事局安全政策課船舶安全基準室
平島(内線 43-562)、小沢(内線 43-564)
代表：03-5253-8111
直通：03-5253-8631 FAX：03-5253-1642

上記2について： 海事局検査測度課危険物輸送対策室
日坂(内線 44-177)、田中(内線 44-175)
代表：03-5253-8111
直通：03-5253-8639 FAX：03-5253-1644